

一般社団法人 サイバー犯罪捜査・調査ナレッジフォーラム
会員細則

第1条（目的）

この細則は、サイバー犯罪捜査・調査ナレッジフォーラム（以下、「本フォーラム」という。）の定款第5条に基づき、定款第3章に定める会員の種別、会員の入退会にかかる手続および会費などの詳細を定めることならびに本フォーラムに入会することに伴い会員に付与される会員特典について定めることを目的とする。

第2条（入会の手続）

1. 会員種別は、正会員、準会員、個人会員または特別会員とする。
2. 入会を希望する者は、別紙①の様式の入会申込書に入会を希望する会員種別、氏名または団体名称、その連絡先等必要事項を明示して、本フォーラム事務局宛に提出する。
3. 本フォーラムが前項に基づき入会の申し込みを受けた場合には、理事会を開催の上、入会承認の可否を判断し、結果を申し込み者に通知する。

第3条（入会金・年会費）

1. 入会を申し込んだ者は、本フォーラムより入会の承認を受けた場合には、次条に従って、入会金及び年会費として、会員種別に応じて次項に定める金額を本フォーラムへ支払うものとする。

2. 会費は以下のとおりとする。

会員区分	入会金（税抜）	年会費(税抜)
正会員	500,000円	1,500,000円
準会員	無料	150,000円
個人会員	5,000円	15,000円
特別会員	無料	無料

3. 前項に定める会費は、会員が事業年度（12月1日～翌年11月30日）の途中で入会した場合であっても減額されない。

第4条（入会金・会費の支払い）

1. 会員は、前条に定める会費を、本フォーラムの事務局が発行した請求書の発行日の翌日から30日以内に、本フォーラムが請求書に指定した銀行口座に振り込み送金の方法により支払うものとする。
2. 振込送金手続きに関する手数料は会員が負担する。

第5条（理事の推薦）

1. 正会員は、自らの指名する者を本フォーラムの理事候補として推薦することができる。
2. 理事会は、個人会員の中から有識者を理事候補として推薦することが出来る。

第6条（会員の特典）

本フォーラムの会員は、各会員種別に応じて、以下に記載する特典を有する。

（1）正会員（法人または団体）

1. 本フォーラムに対する理事の推薦
2. 本フォーラムが所有する知財（CIBOK）の2次利用
3. CIBOKを活用したトレーニング事業の提供 (ア) 正会員がCIBOKを活用したトレーニングを実施する際には、正会員は本フォーラムにライセンス料として受講者1名につき5,000円（税別）支払う。
4. 専門部会・ワーキンググループへの参加
5. 本フォーラムが主催・共催するセミナー、シンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加
6. イベント開催時、WEBサイトにおけるロゴの無償掲出

（2）準会員（法人または団体）

1. 本フォーラムに設置される専門部会へのオブザーバー参加
2. 本フォーラムが主催・共催するセミナー、シンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加

※

(3) 個人会員（個人）

1. 本フォーラムに設置される専門部会へのオブザーバー参加
2. 本フォーラムが主催・共催するセミナー、シンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加

(4) 特別会員（省庁及び政府関係機関、地方自治体、教育研究機関）

1. 本フォーラムに設置されるワーキンググループへの参加
2. 本フォーラムが主催・共催するシンポジウム等への参加、講演枠の優先的割り当ておよび企画会合への参加
3. イベント開催時、WEBサイトにおけるロゴの無償掲出

第7条（記載事項の変更）

会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに本委員会へ書面にて通知する。

第8条（権利、特典の停止）

各会員は、第4条に定める会費の納付期限を徒過してなお会費の支払いを行わない場合には、会費の支払いが完了するまでの間、本規則に記載の会員特典を受けることはできない。

第9条（会員種別の変更）

1. 各会員は、正会員から準会員または準会員から正会員へと会員種別を変更することを希望する場合には、別紙②の様式の会員種別変更届に変更を希望する会員種別、氏名または団体名称、その連絡先等必要事項を明示して、本フォーラムに提出する。
2. 前項の届が提出された場合には、当該会員は、翌事業年度から変更後の会員種別へと変更される。

第10条（退会）

1. 会員は、本委員会に対して、別紙③の様式に従い退会届を書面により提出することにより、いつでも退会できる。
2. 会員は、前項の規定により退会した場合であっても、当該事業年度に係る未納の会費があるときは、未納の会費を納付するものとし、既に納入した当該事業年度に係る会費は返還されない。
3. 理事会の推薦を経て総会で理事に選任された個人会員が退会する場合は、同時に理事を辞任するものとする。

附 則

この細則は、平成 30 年 2 月 22日から施行し、平成 30 年 3 月 1日から適用する。